

令和6年5月

長野県美術教育研究会OB会について（紹介）

長野県美術教育研究会OB会

会長 青木 正治

今年度より、長野県美術教育研究会ホームページの項目に長野県美術教育研究会OB会を加えていただき感謝申し上げます。これを機会に、県美研会員の皆様方に県美研OB会を知っていただくことを願っております。

さて、県美研OB会は現職の時、長野県美術教育研究会会員として共に活動に参加した仲間が退職してからも交流できる場と機会を作りたいと願い、平成28年10月に県内有志が集まって設立しました。

活動目標は二つあります。一つには県美研の支援活動があります。これからも図工美術教育が必修教科として存在価値を更に高められるように、そして県美研会員の皆様が元気に力強く事業を推進できるようにと願って補助金をお渡しすることです。二つには会員相互の研修と親睦を図ることです。毎年総会と研修会、親睦会を実施しています。今年度は総会・研修会を諏訪で行い、県美研南信ブロック諏訪大会に有志参加を計画しています。県美研会員と県美研OB会員の交流と協力による活動が実現できることを願います。

以下、OB会会則について紹介します。

長野県美術教育研究会 O B 会会則

- 1 名称 長野県美術教育研究会 O B 会と称する。
- 2 目的 長野県美術教育研究会を支援するとともに会員相互の親睦を図る。
- 3 組織 長野県美術教育研究会会員であった者で退職後に入会した者をもって組織する。
- 4 役員 会長 1 名 副会長 1 名 事務 1 名 会計 1 名 監事 4 名（ブロック長が兼ねる） ブロック長 4 名（4 ブロック各 1 名） 支部長 15 名（15 支部各 1 名）
- 5 会議 年 1 回総会を開催するとともに必要により役員会議を開き、会務を推進する。
- 6 会費 年会費を一人 2,000 円とし、その内 1,000 円を長野県美術教育研究会活動補助金とする。
- 7 入退会 本人の申し出、またはブロック役員からの連絡による。ただし入会は会長宛の書面を提出する方法による。
- 8 役員任期 役員任期は原則 2 年とする。なお任期の一年は総会から総会までとする。
- 9 会員通信 必要に応じて発行し、全会員に届ける。

付記 この会則は平成 28 年 10 月 22 日より施行する。